

(情報提供)日常生活用具給付事業及び軽度難聴児補聴器交付事業の見直しについて

1. 概要

① 児童における所得制限の撤廃

令和6年4月より補装具(国制度)の児童にかかる所得制限が撤廃された趣旨(障害のある子どもの健やかな育ちを支える)を鑑み、同様の制度である日常生活用具及び軽度難聴児補聴器交付事業(市町村事業)においても児童にかかる所得制限を撤廃する。

② 日常生活用具の品目の見直し

市民や団体からの要望をふまえ、一部品目の見直しを行う。

2. 施行時期

令和7年4月1日

3. 日常生活用具の品目見直し一覧

	区分	品名	詳細
1	排泄管理支援用具	ストーマ	給付限度額を増額する。 (消化器系)8,600 円→8,858 円 (尿路系)11,300 円→11,639 円
2	在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	給付限度額を増額する。 50,000 円→157,500 円
3		人工呼吸器非常用電源装置	外部バッテリーと発電機との選択制にする
4	情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	給付限度額を増額する。 289,000 円→383,500 円
5		拡大・音声読書器	給付機器の拡大(撮像読み上げ式も対象とする)
6		人工鼻	品目を新たに追加する